



平成 25 年 11 月 18 日

各 位

会 社 名 イーピーエス株式会社
代 表 者 の 代表取締役会長 巖 浩
役 職 氏 名
(コード番号：4282東証一部)
問い合わせ先 取締役管理本部長 折橋 秀三
責 任 者
電 話 番 号 03-5684-7797(代表)

定款の一部変更および本店所在地の変更に関するお知らせ

当社は、平成25年11月18日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成25年12月20日開催予定の第23回定時株主総会に付議するとともに、本店所在地を変更することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更の概要

- (1) 当社は定款上の本店の所在地を東京都文京区に置いておりますが、定款上の本店の所在地を実質的な本社機能を有する東京都新宿区の事務所所在地に変更するため、現行定款第3条（本店の所在地）を変更するものです。
- (2) 単元株制度の採用に伴い、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、定款第9条（単元未満株式についての権利）を新設するものです。
なお、現行定款第6条（発行可能株式総数）および第8条（単元株式数）につきましては、会社法第184条および第191条の規定に基づき、平成25年11月18日開催の取締役会において、平成26年4月1日を効力発生日として、発行可能株式総数を1,296,000株から129,600,000株に変更し、単元株制度を採用して1単元を100株とする旨の定款変更決議をしております。
- (3) 経営体制を強化するため、現行定款第18条（員数）に定める取締役の員数の上限を7名より10名に変更するものです。
- (4) 附則につきましては、本店の所在地の条文変更の効力発生日を平成26年1月1日とし、新設する単元未満株式についての権利に関する条文の効力発生日を平成26年4月1日とする旨変更するものです。

2. 本店所在地の変更

平成25年11月18日の取締役会において、平成25年12月20日開催予定の第23回定時株主総会において、現行定款第3条（本店の所在地）の変更が承認されることを条件に、平成26年1月1日を効力発生日として、本店所在地を「東京都新宿区下宮比町2番23号」に変更することを決議いたしました。

3. 定款変更の内容

(下線部分は、変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都 <u>文京区</u> に置く。	(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都 <u>新宿区</u> に置く。
第4条から第8条 (条文省略)	第4条から第8条 (現行どおり)
(新設)	<u>(単元未満株式についての権利)</u> 第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する <u>単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利</u> <u>を行使することができない。</u> 1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> 2. <u>会社法第166条第1項の規定により請求を</u> <u>する権利</u> 3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て</u> <u>及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>
第9条から第17条 (条文省略)	第10条から第18条 (現行どおり)
(員数) 第18条 当社の取締役は、 <u>7</u> 名以内とする。	(員数) 第19条 当社の取締役は、 <u>10</u> 名以内とする。
第19条から第46条 (条文省略)	第20条から第47条 (現行どおり)
(附則) (新設) 第1条 定款第6条 <u>及び</u> 第8条の変更は、平成26年4月1 日に効力を生ずるものとする。 第2条 (条文省略)	(附則) 第1条 定款第3条の変更は、平成26年1月1日に効力を <u>生ずるものとする。</u> 第2条 定款第6条、 <u>第8条及び第9条</u> の変更は、平成26 年4月1日に効力を生ずるものとする。 第3条 (現行どおり)

4. 日程

定款変更のための株主総会開催日 : 平成25年12月20日(金)

定款変更の効力発生日 : 平成25年12月20日(金)

以 上